

官 印 省 略  
5 新 食 第 2 4 1 5 号  
2 0 2 4 0 1 1 0 中 第 2 号  
令 和 6 年 1 月 1 1 日

日本小売業協会 会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業との取引に  
関する配慮について

令和6年能登半島地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国  
の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模災害発生時においても、下請事業者からは、下請事業者の責任に  
よらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が  
受けられなくなった等の相談が寄せられたところ です。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対する  
取引上の影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項  
について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

#### 記

1. 親事業者においては、今回の地震に伴い、下請事業者に一方向的に負担を押し  
つけることがないようにすること（参考を参照のこと）
2. 親事業者においては、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が、事業  
活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続  
し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

以上